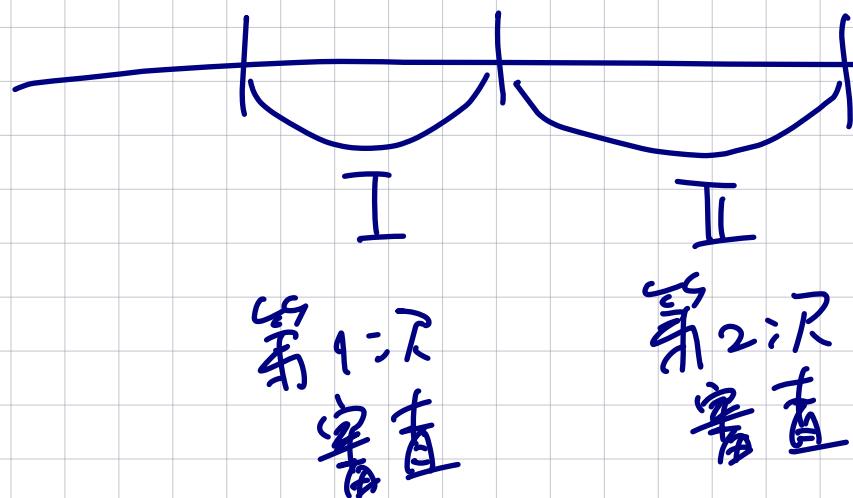
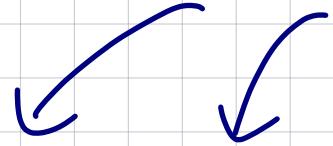


どこかのタイミングで  
or < フリーランス  
< 章典取扱通報

届出



企  
業  
行  
為

かじ  
業

業界(=起業  
者)

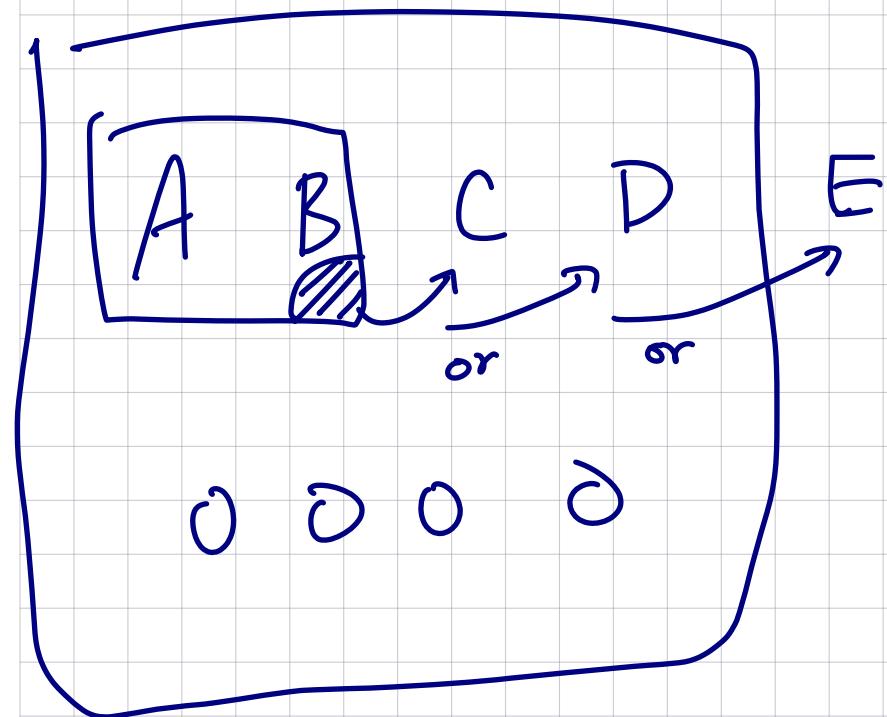
業  
者

起業家

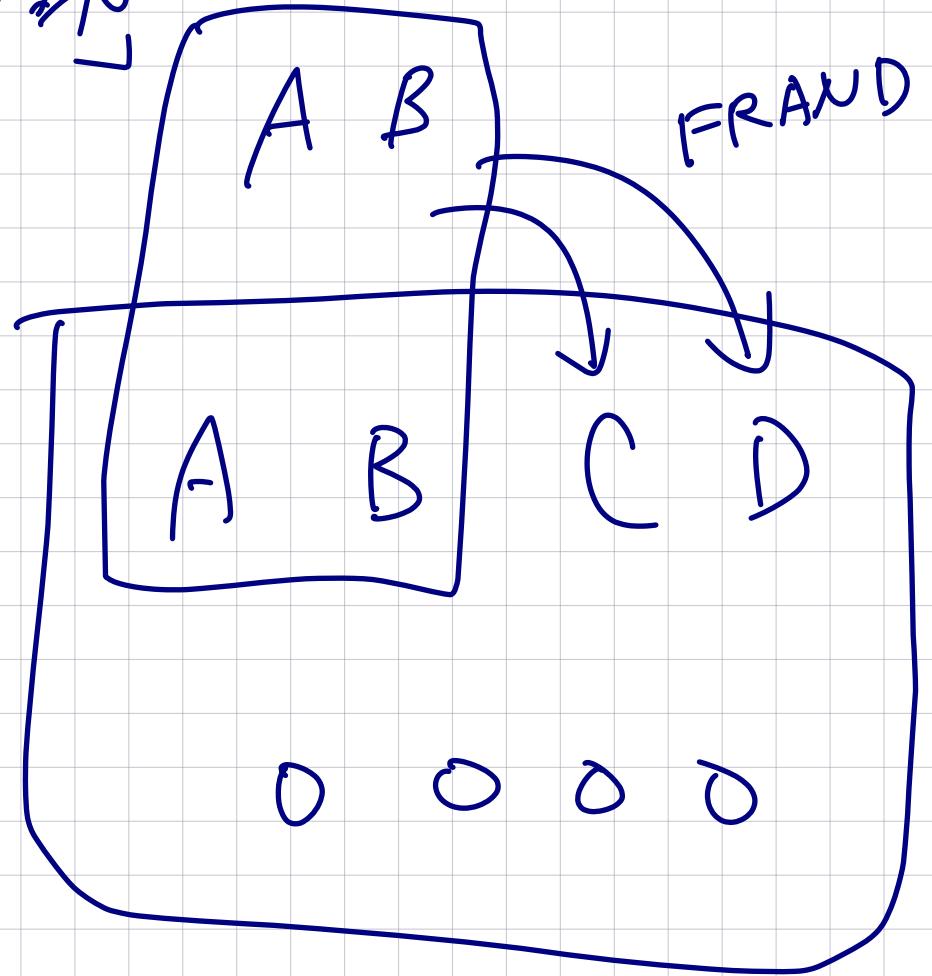
新規開拓

t

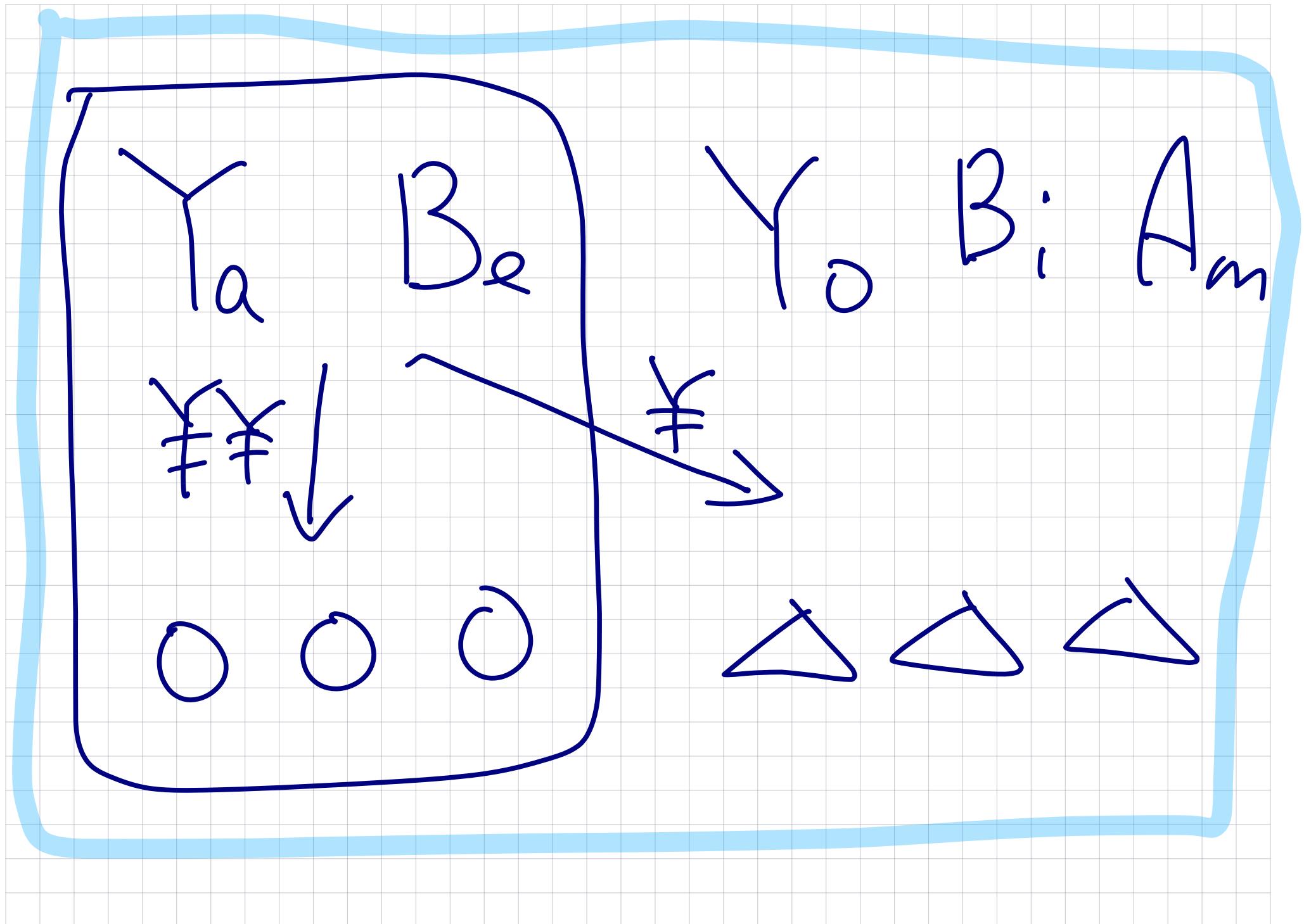
構造



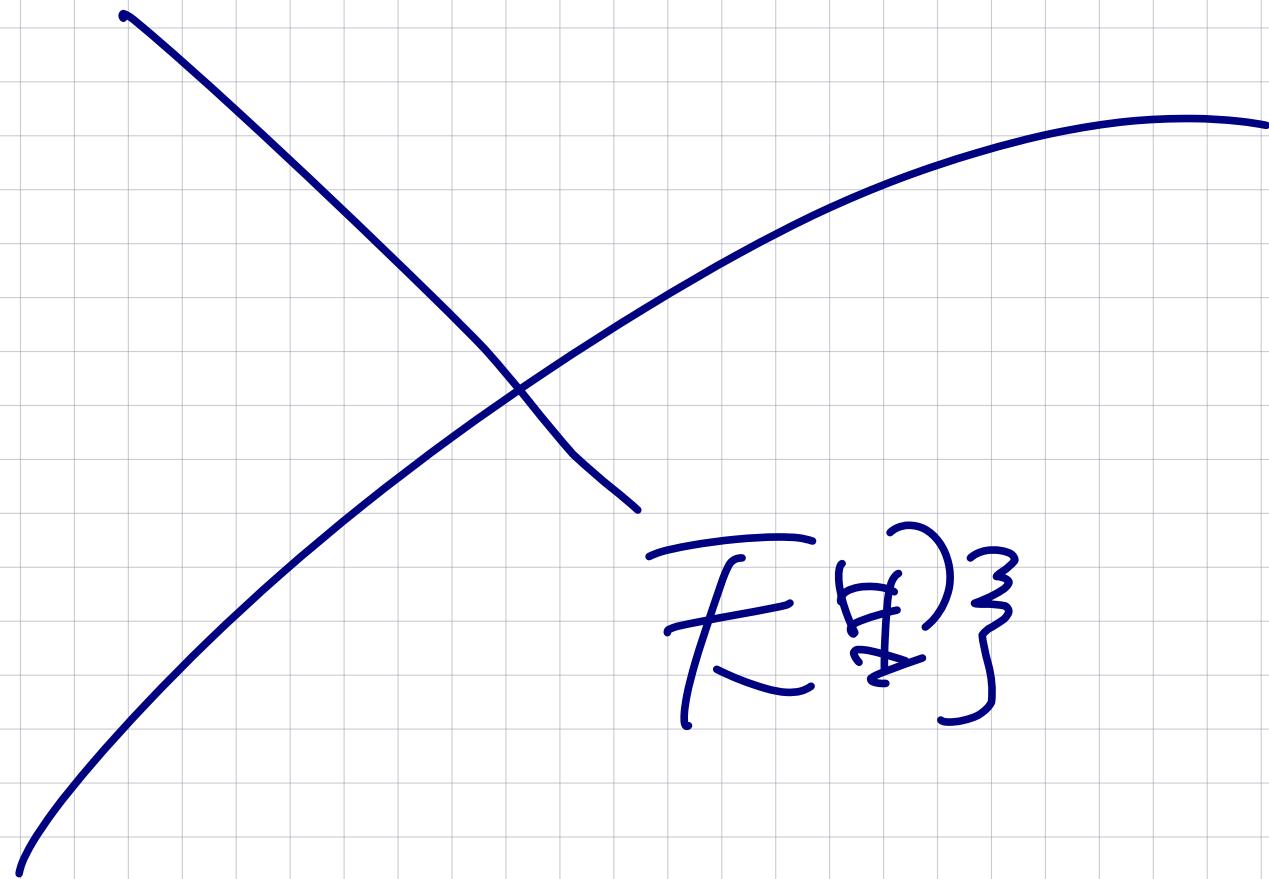
FTAP

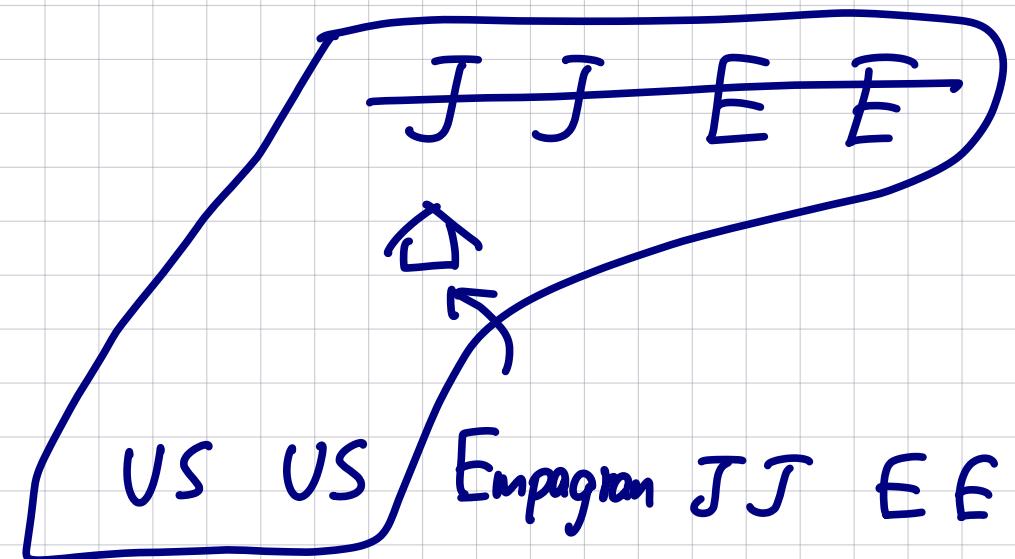
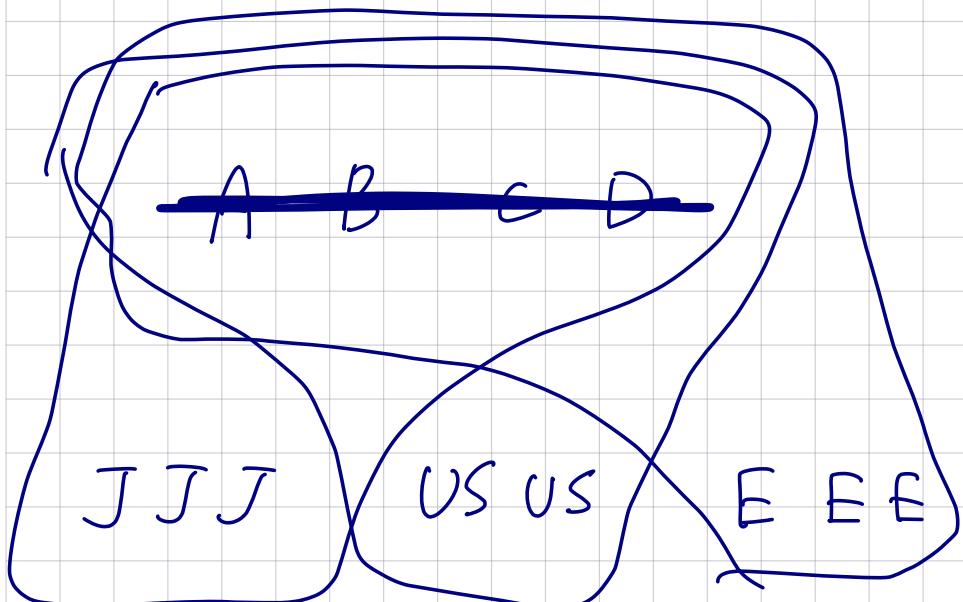
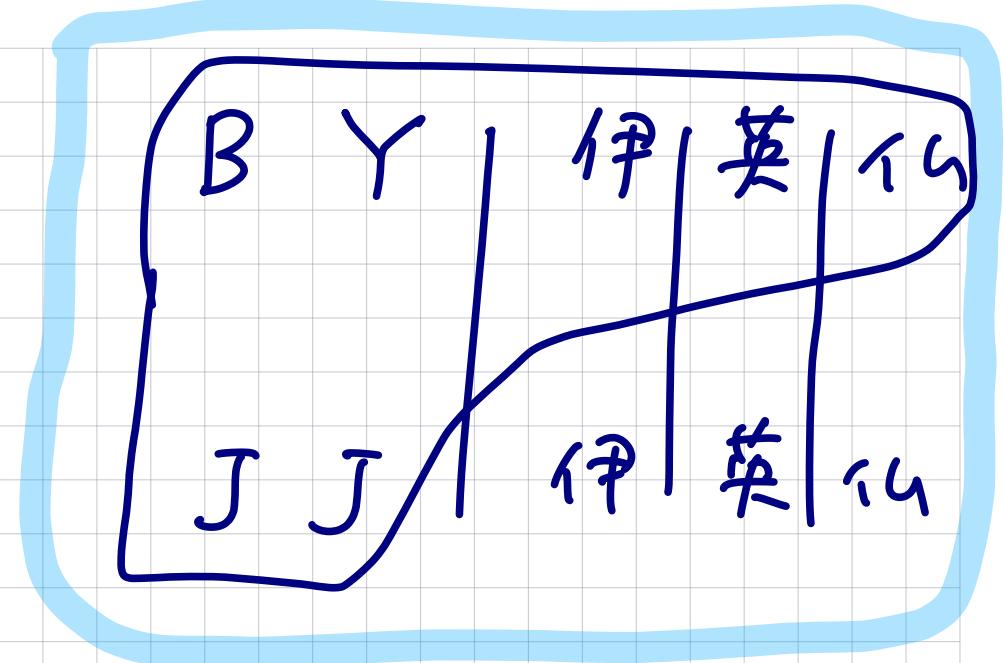
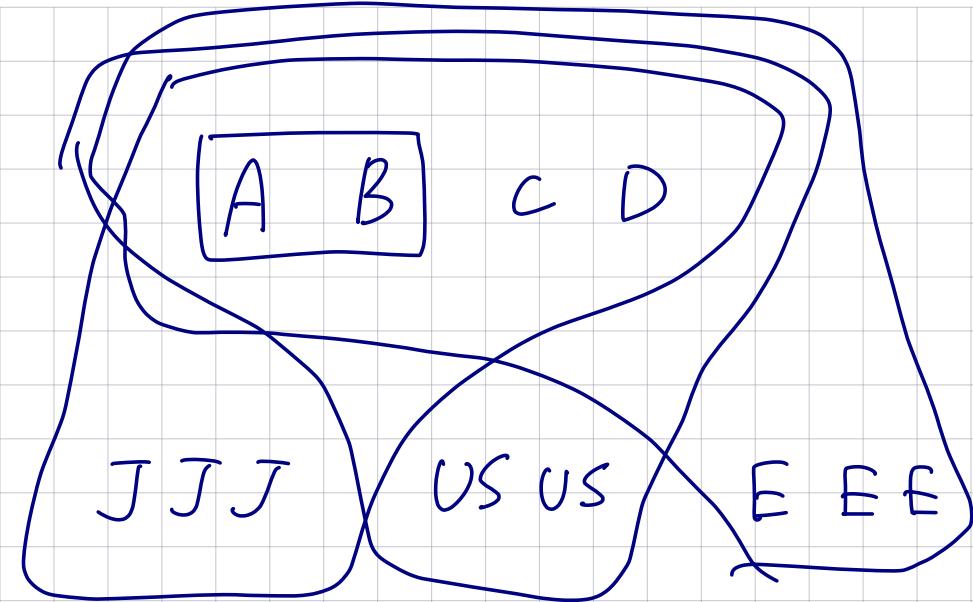


FRAND



1. + ..





について、受注価格の低落防止を図るため **マリンホース排除措置命令書4頁**

ア(ア) 8社のうちマヌーリ・マリンを除く7社が本店を置く我が国、英国、フランス共和国及びイタリア共和国の4か国（以下「本店所在国」という。）を特定マリンホースが使用されることとなる地（以下「使用地」という。）とする場合には、使用地となる国に本店を置く者を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とし、複数の事業者がこれに該当する場合には、当該複数の事業者のうちのいずれかの者を受注予定者とする

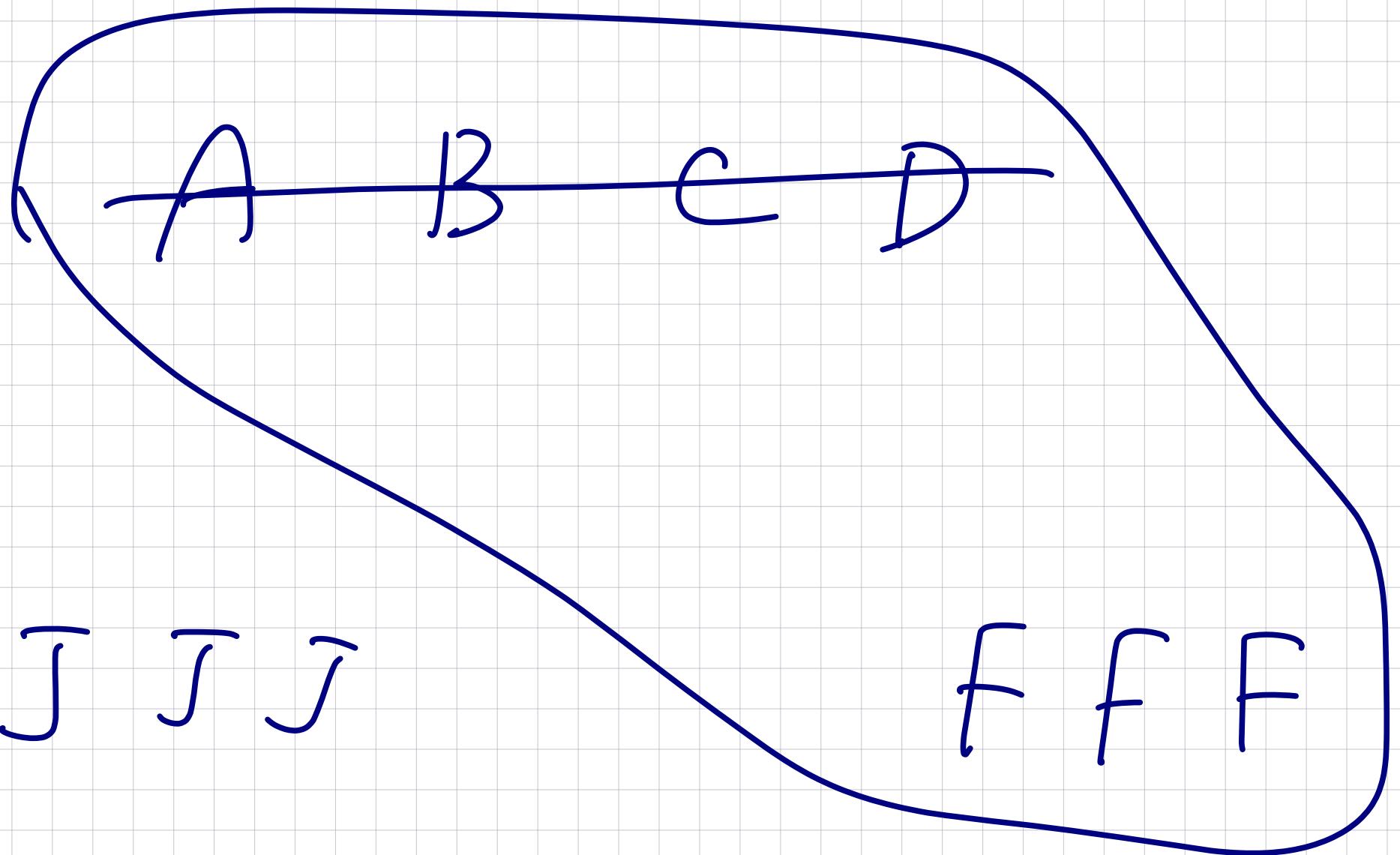
(イ) 前記(ア)以外の場合には、あらかじめ特定マリンホース（本店所在国を使用地とするものを除く。）のうち各社が受注すべきものの割合（以下「受注割合」という。）を定めた上、受注予定者の選定等の業務をコーディネーターと称する者（以下「コーディネーター」という。）に委任し、8社又は各社の販売代理店の中から複数の者が特定マリンホースの見積価格の提示を求められた場合には、受注割合に基づき算出される各社が当該見積価格の提示を求められた日の前月末までの間に受注すべき特定マリンホース（本店所在国を使用地とするものを除く。）の金額と各社が同期間に受注した金額との過不足、当該見積価格の提示を求めたマリンホースの需要者に係る特定マリンホースの過去の各社の受注実績の有無、各社の受注希望の有無等を勘案して、コーディネーターが選定する者を受注予定者とする

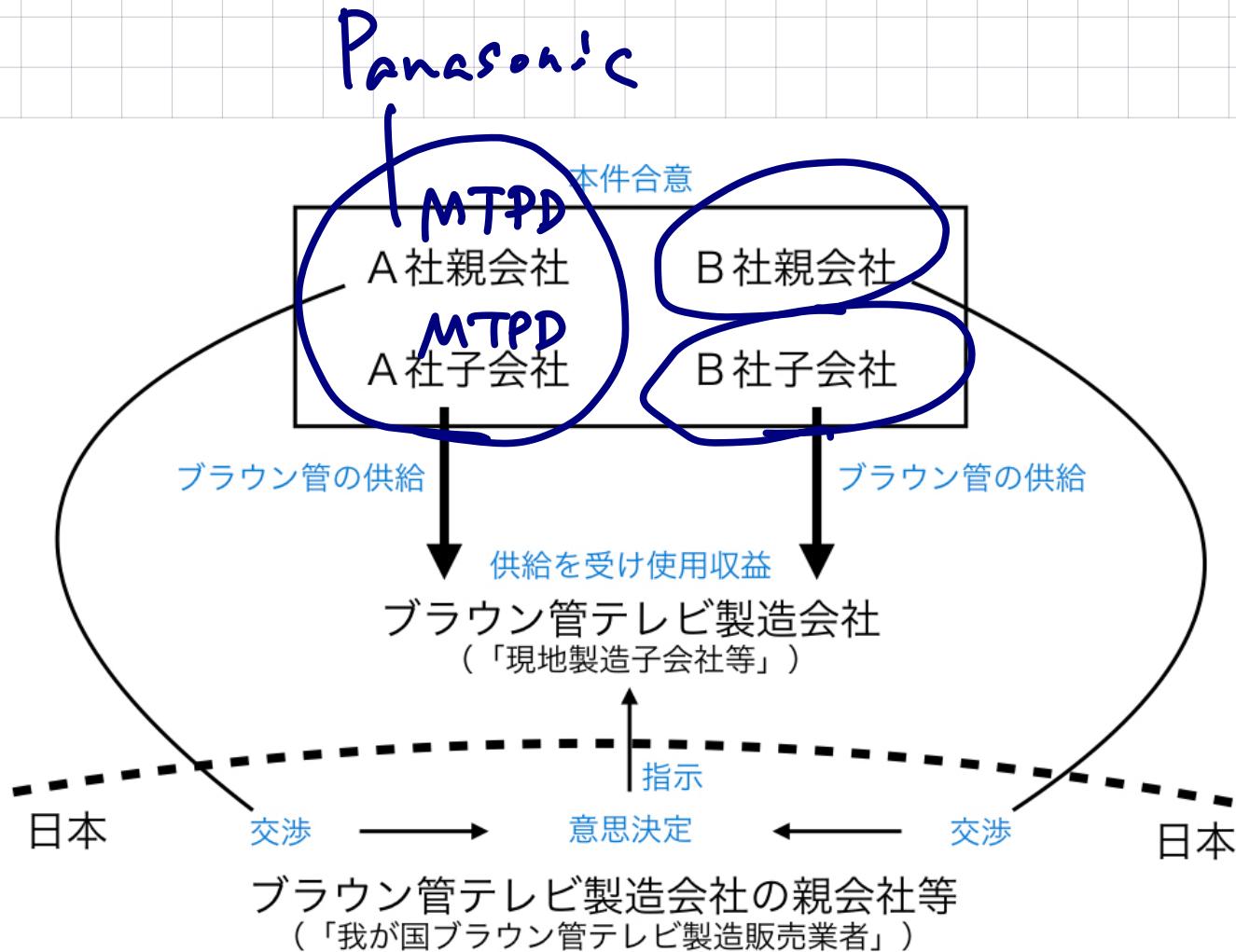
イ 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意の下に、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

## 第2 法令の適用

マリンホース排除措置命令書5頁

前記事実によれば、8社は、共同して、特定マリンホースについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定マリンホースのうち我が国に所在するマリンホースの需要者が登注するものの取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、こ





本件の基本構造をつかむための図であり、企業グループ数などは簡略化している。「A社親会社」に相当するMT映像ディスプレイは日本に所在しているが、そのことは本件の本質には関係がないので、簡略な図とすることを優先している。

(2) 国境を越えて地理的範囲が画定される場合についての考え方

前記(1)の基本的考え方は、国境を越える場合にも当てはまる。すなわ

ち、ある商品について、内外の需要者が内外の供給者を差別することなく取引しているような場合には、日本において価格が引き上げられたとしても、日本の需要者が、海外の供給者にも当該商品の購入を代替し得るために、日本における価格引上げが妨げられることがあり得るので、このような場合には、国境を越えて地理的範囲が画定されることとなる。

例えば、内外の主要な供給者が世界（又は東アジア）中の販売地域において実質的に同等の価格で販売しており、需要者が世界（又は東アジア）各地の供給者から主要な調達先を選定しているような場合は、世界（又は東アジア）市場が画定され得る。

